



呉市定額減税補足給付金（不足額給付Ⅰ）の通知誤りについて

呉市定額減税補足給付金（不足額給付Ⅰ）（以下「不足額給付Ⅰ」という。）につきましては、7月2日に支給要件に該当する方に申請を勧奨するため支給要件確認書等を送付したところですが、この度、支給要件に該当しない方に対して、誤って支給要件確認書等を送付した事案が確認されました。

該当者への支給事務については、発覚後すぐに停止したところですが、今後の対応については、次のとおり対応するものとします。

1 概要

○不足額給付Ⅰ

対象者：令和7年1月1日時点で呉市に住民登録がある課税者
令和6年分所得税額などから算定した「定額減税しきれなかった額」が
「当初調整給付額」より多い人
基準日：令和7年6月2日時点の課税状況で算出
支給額：令和6年分所得税額・令和6年度分住民税所得割額から算出した「定額減税しきれなかった額」と「当初調整給付額」との差額

- ・修正申告により令和6年分所得税または令和6年度分住民税が非課税から課税になった方は、不足額給付Ⅰの支給額が算出されます。
- ・令和6年度にすでに住民税非課税世帯を対象とする「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」（以下「10万円給付金」という。）を受給されている方については、同時に要件を満たすことのない複数の給付を受けている状態になっていないことを確認した上で、不足額給付Ⅰが受給できます。

【本市の状況】

- ・不足額給付Ⅰの対象者を抽出する際に、「同時に要件を満たすことのない複数の給付を受けている状態になっていないこと」を確認していませんでした。
- ・上記を確認した結果、修正申告により、令和6年度分住民税が非課税から課税に変更となった方で「10万円給付金」を受給済みの方に対し、不足額給付Ⅰの支給決定通知書等を送付したことが判明しました。

【参考】

令和6年度に支給済の給付金

○10万円給付金

交付対象：令和6年度分住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯
令和6年度分住民税均等割のみが課せられている世帯
支給金額：1世帯10万円

○当初調整給付

対象者：令和6年1月1日時点で呉市に住民登録がある課税者
基準日：令和6年6月3日時点の課税状況で算出
支給額：令和5年分所得税額等から推計した「定額減税しきれないと見込まれる額（当初調整給付額）」

2 不足額給付 I 支給要件確認書等送付件数

全17,094件

うち通知誤り：139件

3 事案発覚までの経緯

日 時	内 容
R7. 6. 2	・ 不足額給付事務処理基準日
R7. 6. 3	・ 10万円給付金を受けている方を確認せず，対象者抽出
R7. 7. 2	・ 不足額給付 I 支給要件確認書等発送
R7. 7. 10	・ 不足額給付事務処理基準日以降に修正申告をした人の対応について検討しているところ， <u>10万円給付金を受けている方を確認せず，抽出したことが判明し，支給事務を停止</u>
R7. 7. 24	・ 振込予定日

4 原因

国のQ & Aの解釈において，不足額給付 I 対象者の抽出条件の確認が不十分だったことによるものです。

5 対応

支給決定通知書・支給要件確認書を誤送付した139名の方については，振込予定日（7月24日）までにお詫び状を送付し，不足額給付 I が支給できないことをお知らせします。

6 再発防止策

業務の実施に当たっては，制度本来の趣旨（今回の場合は「何のために定額減税補足給付金を支給するのか」）を，プロジェクトメンバー全員で理解した上で取り組むことを徹底します。

また，新たに制度変更等で疑義が生じた場合には，国（内閣府地方創生推進室）等へメールで内容を確認するとともに，他自治体との情報共有を行い，適正な制度運用を図ります。